

物品売買契約書

買主 城里町（以下「発注者」という。）と売主（以下「受注者」という。）とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

（1）件名

品名及び数量

（2）売買代金 ￥ 円（うち消費税 ￥ 円）

（3）納入期限 年 月 日

（4）納入場所

（5）代金支払場所 貴指定口座

（契約保証金）

第2条 契約保証金は、免除する。

（納入の通知）

第3条 受注者は、現品を納入場所に持ち込んだときは、直ちに納品書をもって、この旨を発注者に通知するものとする。

（検査）

第4条 発注者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に、受注者の職員に立会いを求めて検査を行うものとする。

2 検査の結果不良品があるときは、受注者は、当該物品を遅滞なく引き取り発注者の指定する期日までに良品を納入するものとする。

3 検査に合格したときは、発注者は、現品を受領し直ちに領収書を受注者に交付するものとする。

4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損したものの損失は、受注者の負担とする。

（危険負担）

第5条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等はすべて受注者の負担とする。

（担保責任）

第6条 現品納入後、発注者において損傷等を発見した場合には、それが発注者の過失による場合を除き、受注者は、発注者の指定する期日までに、これを良品と交換するものとする。

2 前項の場合において受注者が交換に応ずる期間は現品納入後1年間とする。

（代金の支払）

第7条 売買代金の支払いは、検査が完了し発注者が現品を受領した後、受注者から支払請求を受理した日から30日以内にするものとする。

（履行遅滞）

第8条 受注者が物品を納入期限までに納入しない場合は、発注者は、特に遅滞料を徴収して

延期を承認することができる。この場合の遅滞料はその期限の翌日から起算して遅滞日数に応じ、売買代金に契約の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額とし、売買代金支払いの際に売買代金から控除するものとする。

2 天災地変等で、発注者がやむを得ないと認めるとき又は発注者の都合により納入が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。

3 第 4 条第 2 項及び第 6 条に規定する場合において、指定された期間内に受注者が良品を納入しないときは、前 2 項の規定を準用する。

（解除）

第 9 条 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、この契約を解除して過怠金として、売買代金の 100 分の 10 に相当する金額を徴収することができる。

（1） 受注者が第 1 条に定める納入期限又は、第 4 条第 2 項もしくは第 6 条の指定期日までに良品を納入しないとき。

（2） 受注者がこの契約を完全に履行する見込みがないと発注者が認めたとき。

（3） 現品の検査に際して受注者若しくはその代理人又はこれらの使用人等が発注者の職員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると発注者が認めたとき。

（費用の負担）

第 10 条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に要する費用は、受注者の負担とする。

（疑義の決定）

第 11 条 この契約の定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは発注者受注者協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

住 所 茨城県東茨城郡城里町大字石塚 1 4 2 8 - 2 5

発注者

氏 名

城里町長

印

住 所

受注者

氏 名

印